

紀の川流域委員会 御中

紀の川流域委員会規約に対しての追加規約要請書

私達 (Wind TWA)は、水と森を考える自然保護活動を行なっています。今回、紀の川流域委員会準備会議において、一般における委員会委員に選任され、市民参加型「紀の川流域委員会」の運営に期待するところ大であります。そこで、運営に関しより開かれた市民参加型委員会が実現するように、流域委員会規約に追加規約を要請したいと考えます。各委員会委員の皆さんにご検討いただくようお願いいたします。

追加規約

1. 流域委員会規約第5条、情報公開方法について
市民がリアルタイムな情報提供を共有出来るように、インターネット中継の検討をお願いいたします。
2. 流域委員会第3条、運営細則について
 - 1・(委員会への一般からの意見や資料) 第6条
「受け付けた意見や資料の取り扱いについては委員長が判断する。」については、規約第5条、(会議内容の公表)第4条「委員会資料及び議事録はプライバシー保護に留意しつつ公開する」に基づき、委員会委員並びに一般傍聴者も市民の意見を情報共有できるようにお願いいたします。
 - 2・(意見の聴取) 第5条
審議の終了時には、次回の審議の参考に傍聴者の意見を(限定した形)で聞く事をお願いいたします。
 - 3・流域委員会規約の骨子 運営方針「委員会の意志決定」
委員会の招集は、2名以上の委員の要求があれば開催するようにお願いいたします。 以上。

2001年6月7日

Wind TWA 岩畑 正行